



2020年3月16日

サービス約款改定のお知らせ

平素は当社のサービスをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

下記の対象サービスをご利用のお客さまに、約款の改定についてお知らせいたします。
変更点は次ページ以降に記載をしておりますので、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

今後もよりよいサービスの提供が行えるよう、精一杯努めてまいります。引き続き変わらぬご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

<記>

■改定対象約款

- ・イーサネット通信網サービス契約約款
- ・専用サービス契約約款
- ・コンピュータ通信網サービス契約約款
- ・イーサネット通信網サービス<全国版>契約約款
- ・EneWingsVPN サービス約款
- ・EneWings クラウドサービス利用規約
- ・EneWings クラウドタイプN サービス利用規約
- ・EneWings クラウドタイプN セルフ型サービス利用規約
- ・EneWings モバイルサービス契約約款
- ・EneWings 国際デジタルデータサービス契約約款
- ・EneWings ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款
- ・CPE パックサービス利用規約

■新約款の適用日

2020年4月1日（水）

■新約款との対照表（変更点一覧）

次ページ以降をご確認ください。

■約款

<https://www.enecom.co.jp/business/enewings/support/yakkan.html>

以上

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いします。
ソリューション営業部 TEL 050-8201-1425

『イーサネット通信網サービス契約約款』 新旧対照表

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2条 1項	当社は、この約款を変更することがあります。	当社は、都合により約款を変更することがあります。	民法改正に伴う改定
第2条 2項	-	約款の変更は、当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容がウェブサイトおよびその他適切な方法により通知された日の翌日から7日間が経過した時、もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。	
第2条 3項	-	契約者が、約款の変更の効力が生じた後に、当該サービスを利用した場合には、変更後の約款のすべての記載事項について同意したものとします。	
第11条 3項	-	当該サービスの申込に対する承認の通知を発信した時点をもって、当該サービスの契約が成立したものとします。	契約成立の時期について明確となるように改定

『専用サービス契約約款』 新旧対照表

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2条 1項	当社は、この約款を変更することがあります。	当社は、都合により約款を変更することがあります。	民法改正に伴う改定
第2条 2項	-	約款の変更は、当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容がウェブサイトおよびその他適切な方法により通知された日の翌日から7日間が経過した時、もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。	
第2条 3項	-	契約者が、約款の変更の効力が生じた後に、当該サービスを利用した場合には、変更後の約款のすべての記載事項について同意したものとします。	
第12条 4項	-	当該サービスの申込に対する承認の通知を発信した時点をもって、当該サービスの契約が成立したものとします。	契約成立の時期について明確となるように改定

『コンピュータ通信網サービス契約約款』 新旧対照表

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2条 1項	当社は、この約款を変更することがあります。	当社は、都合により約款を変更することがあります。	民法改正に伴う改定
第2条 2項	-	約款の変更は、当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容がウェブサイトおよびその他適切な方法により通知された日の翌日から7日間が経過した時、もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。	
第2条 3項	-	契約者が、約款の変更の効力が生じた後に、当該サービスを利用した場合には、変更後の約款のすべての記載事項について同意したものとします。	
第12条 4項	-	当該サービスの申込に対する承認の通知を発信した時点をもって、当該サービスの契約が成立したものとします。	契約成立の時期について明確となるように改定

『イーサネット通信網サービス<全国版>契約約款』 新旧対照表

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2条 1項	当社は、この約款を変更することがあります。	当社は、都合により約款を変更することがあります。	民法改正に伴う改定
第2条 2項	-	約款の変更は、当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容がウェブサイトおよびその他適切な方法により通知された日の翌日から7日間が経過した時、もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。	
第2条 3項	-	契約者が、約款の変更の効力が生じた後に、当該サービスを利用した場合には、変更後の約款のすべての記載事項について同意したものとします。	
第12条 3項	-	当該サービスの申込に対する承認の通知を発信した時点をもって、当該サービスの契約が成立したものとします。	契約成立の時期について明確となるように改定

『EneWingsVPN サービス約款』 新旧対照表

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2条 1項	当社は、この約款を変更することがあります。	当社は、都合により約款を変更することがあります。	民法改正に伴う改定
第2条 2項	-	約款の変更は、当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容がウェブサイトおよびその他適切な方法により通知された日の翌日から7日間が経過した時、もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。	
第2条 3項	-	契約者が、約款の変更の効力が生じた後に、当該サービスを利用した場合には、変更後の約款のすべての記載事項について同意したものとします。	
第12条 3項	-	当該サービスの申込に対する承認の通知を発信した時点をもって、当該サービスの契約が成立したものとします。	契約成立の時期について明確となるように改定

『EneWings クラウドサービス利用規約』 新旧対照表

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第3条 2項	-	規約の変更は、当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容がウェブサイトおよびその他適切な方法により通知された日の翌日から7日間が経過した時、もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。	民法改正に伴う改定
第3条 3項	-	契約者が、規約の変更の効力が生じた後に、当該サービスを利用した場合には、変更後の規約のすべての記載事項について同意したものとします。	
第8条 2項	-	当該サービスの申込に対する承認の通知を発信した時点をもって、当該サービスの契約が成立したものとします。	契約成立の時期について明確となるように改定

『EneWings クラウドタイプN サービス利用規約』 新旧対照表

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第3条 3項	当社は、 契約者の承諾を得ることなく 本規約を必要に応じて変更することができるものとします。	当社は、本規約を必要に応じて変更することができるものとします。	民法改正に伴う改定
第3条 4項	-	規約の変更は、 当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容がウェブサイトおよびその他適切な方法により通知された日の翌日から7日間が経過した時、もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。	
第3条 5項	-	契約者が、 規約の変更の効力が生じた後に、当該サービスを利用した場合には、変更後の規約のすべての記載事項について同意したものとします。	

『EneWings クラウドタイプNセルフ型サービス利用規約』 新旧対照表

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第3条 3項	当社は、 契約者の承諾を得ることなく 本規約を必要に応じて変更することができるものとします。	当社は、本規約を必要に応じて変更することができるものとします。	民法改正に伴う改定
第3条 4項	-	規約の変更は、 当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容がウェブサイトおよびその他適切な方法により通知された日の翌日から7日間が経過した時、もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。	
第3条 5項	-	契約者が、 規約の変更の効力が生じた後に、当該サービスを利用した場合には、変更後の規約のすべての記載事項について同意したものとします。	

『EneWings モバイルサービス契約約款』 新旧対照表

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2条 1項	当社は、この約款を変更することがあります。	当社は、都合により約款を変更することがあります。	民法改正に伴う改定
第2条 2項	-	約款の変更は、当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容がウェブサイトおよびその他適切な方法により通知された日の翌日から7日間が経過した時、もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。	
第2条 3項	-	契約者が、約款の変更の効力が生じた後に、当該サービスを利用した場合には、変更後の約款のすべての記載事項について同意したものとします。	
第6条 4項	-	当該サービスの申込に対する承認の通知を発信した時点をもって、当該サービスの契約が成立したものとします。	

『EneWings 国際デジタルデータサービス契約約款』 新旧対照表

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2条 1項	当社は、この約款を変更することがあります。	当社は、都合により約款を変更することがあります。	民法改正に伴う改定
第2条 2項	-	約款の変更は、当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容がウェブサイトおよびその他適切な方法により通知された日の翌日から7日間が経過した時、もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。	
第2条 3項	-	契約者が、約款の変更の効力が生じた後に、当該サービスを利用した場合には、変更後の約款のすべての記載事項について同意したものとします。	
第8条 3項	-	当該サービスの申込に対する承認の通知を発信した時点をもって、当該サービスの契約が成立したものとします。	契約成立の時期について明確となるように改定

『EneWings ワイドエリアバーチャルスイッチサービス契約約款』 新旧対照表

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第2条 1項	当社は、この約款を変更することがあります。	当社は、都合により約款を変更することがあります。	民法改正に伴う改定
第2条 2項	-	約款の変更は、当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容がウェブサイトおよびその他適切な方法により通知された日の翌日から7日間が経過した時、もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。	
第2条 3項	-	契約者が、約款の変更の効力が生じた後に、当該サービスを利用した場合には、変更後の約款のすべての記載事項について同意したものとします。	
第12条 3項	-	当該サービスの申込に対する承認の通知を発信した時点をもって、当該サービスの契約が成立したものとします。	契約成立の時期について明確となるように改定

『CPE パックサービス利用規約』 新旧対照表

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第3条 2項	-	約款の変更は、当社のウェブサイトに掲載する方法により行われ、当該変更内容がウェブサイトおよびその他適切な方法により通知された日の翌日から7日間が経過した時、もしくは当社が別途定めた日にその効力が生じるものとします。	民法改正に伴う改定
第3条 3項	-	契約者が、規約の変更の効力が生じた後に、当該サービスを利用した場合には、変更後の規約のすべての記載事項について同意したものとします。	